

国等における人権関連の動向について

(国際情勢)

○国連が「情報の誠実性のための国連グローバル原則」を公表 (R6.6)

- ・ 誤情報、偽情報、ヘイトスピーチ等の拡散が、AIの進化によりさらに加速している現状
 - ・ 5つの原則「(社会的)信頼とレジリエンス(強靱性)」「独立した自由で多角的なメディア」「健全なインセンティブ」「透明性と研究」「人々のエンパワーメント」
- 人権と持続可能な未来を擁護する情報環境を求める。

○国連が「持続可能な開発目標 (SDGs) 報告 2024: 特別版」を公表 (R6.6)

- ・ SDGsのターゲットのうち、現時点で軌道に乗っているのはわずか17%
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の長引く影響、紛争の悪化、地政学的緊張、気候カオスの拡大により、進捗が大きく妨げられている。
- より強力で効率的な国際協力によって、今すぐに前進を最大化させることが緊急に必要であることを強調

○国連が「未来のための協定」を採択 (R6.9)

- ・ 平和と安全、持続可能な開発、気候変動、デジタル協力、人権、ジェンダー、若者および将来世代、グローバル・ガバナンスの変革など、広範な課題を対象
- 国際協力を今日的課題に対応させるための、包摂的な、数年にわたるプロセスの集大成

○国連総会で20年連続20回目となる北朝鮮の人権侵害を非難する決議案が12月に総会で採択 (見込)

(国内情勢)

(参考)

○総務省・経済産業省において、「AI事業者ガイドライン (第1.0版)」を作成・公表 (R6.4)

- ・ 近年の生成AIの普及を踏まえ、既存のガイドラインを統合・アップデートし、広範なAI事業者向けの統一的で分かりやすいガイドラインとして作成

○人権に関わる教育・啓発活動を行う関係府省庁間において、人権教育・啓発関係府省庁連絡会議を開催 (R6.6)

- ・ 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく基本計画の見直しを検討

<2024年度(令和6年度)に成立・施行された法律>

法律の名称	主な内容	備考
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律	・事業者による障害のある人への合理的配慮の提供を義務化	公布:令和3年6月 施行:令和6年4月
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	・「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定 ・「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築	公布:令和4年5月 施行:令和6年4月
児童福祉法等の一部を改正する法律	・子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 ・一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上 ・社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化 ・児童の意見聴取等の仕組の整備 ・こども家庭福祉の実務者の専門性の向上 ・児童をわいせつ行為から守る環境整備	公布:令和4年6月 施行:令和6年4月 (一部)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律	・医療保護入院の入院期間の法定化 ・精神科病院での虐待の通報制度の新設 ・入院者訪問支援事業の新設	公布:令和4年12月 施行:令和6年4月 (一部)
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律	・接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、「自由、名誉又は財産に対する加害の告知による脅迫を受けた者」を追加	公布:令和5年5月 施行:令和6年4月
孤独・孤立対策推進法	・国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定 ・孤独・孤立対策推進本部の設置	公布:令和5年6月 施行:令和6年4月
旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律	・一時金の支給の請求期限の延長	公布:令和6年4月 施行:令和6年4月
生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律	・居住支援の強化のための措置、子どもの貧困への対応のための措置、支援関係機関の連	公布:令和6年4月 施行:令和7年4月

	携強化等の措置を規定	
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律	・大規模プラットフォーム事業者に対して、対応の迅速化及び運用状況の透明化を義務づけ	公布:令和6年5月 施行:令和7年5月
民法等の一部を改正する法律	・親の責務等に関する規律を新設 ・親権・監護等に関する規律の見直し ・養育費の履行確保に向けた見直し ・安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し	公布:令和6年5月 施行:令和8年5月
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律	・子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充 ・育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化 ・介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等	公布:令和6年5月 施行:令和7年4月 (一部)
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律	・大家が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備 ・居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進 ・住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化	公布:令和6年6月 施行:令和7年10月
子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律	・「加速化プラン」において実施する具体的な施策の規定 ・子ども・子育て支援特別会計(いわゆる「こども金庫」)の創設 ・子ども・子育て支援金制度の創設	公布:令和6年6月 施行:令和6年10月 (一部)
障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律	・日本語に通じない児童生徒の学習の用に供するための特例規定の新設 ・著作権法の関連規定の整備	公布:令和6年6月 施行:令和6年7月
ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律	・補償金の請求期限の延長	公布:令和6年6月 施行:令和6年6月

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律	・育成就労制度の創設等	公布:令和6年6月 施行:令和9年6月 (一部)
子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律	・大綱において定める指標の追加、大綱への関係者の意見反映の規定や民間の団体の活動の支援の規定の新設、調査研究の充実や成果の活用推進の追加等	公布:令和6年6月 施行:令和6年9月
学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律	・学校設置者等及び民間教育保育等事業者の責務、講ずべき措置、犯罪事実確認の仕組み等について規定	公布:令和6年6月 施行:令和8年12月

(京都府の計画)

- ・「京都府子どもの貧困対策推進計画」
(現行計画：令和2年4月から令和7年3月までの5年間)
- ・「地域における日本語教育推進プラン」
(現行計画：令和元年12月策定 概ね5年間)